

NISA (少額投資非課税制度) と ジュニア NISA について



小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士

今回は税制改正大綱から主な資産課税の改正について説明させていただきました。今回は NISA (少額投資非課税制度) とジュニア NISA について説明させていただきます。

〔質問〕

NISA (少額投資非課税制度) とジュニア NISA とはどのような制度ですか。

〔回答〕

平成26年1月に開始された NISA (少額投資非課税制度) は、株式や投資信託などの投資から得られる配当及び譲渡益が一定条件のもとで非課税となる制度で多くの方に利用されています。平成27年税制改正で NISA 制度が拡充され、またジュニア NISA 制度が創設されました。

1. NISA 制度の拡充

① NISA の年間投資上限額の引き上げ

一年間投資上限額が現行の100万円から、120万円に引き上げられました。

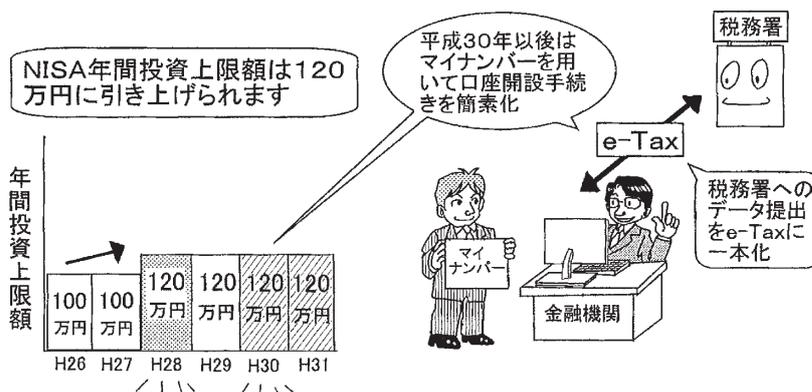
② NISA の利便性向上

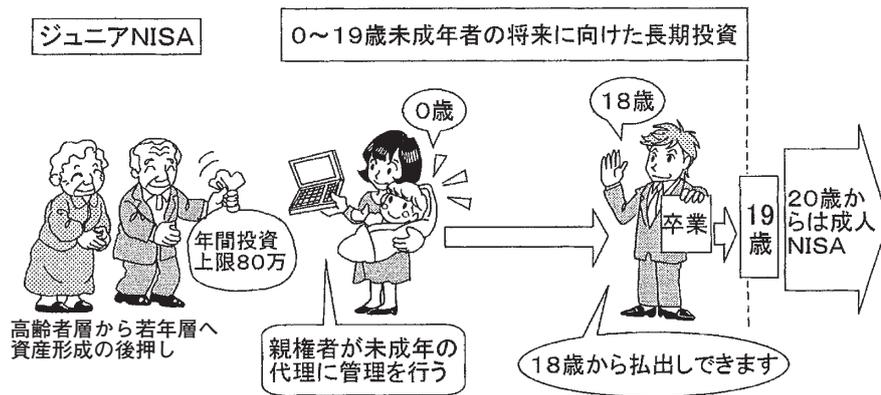
• NISA 口座開設手順の簡素化

— マイナンバーを用いることによる口座開設手順の簡素化については、平成30年分以後の非課税口座開設の際に実施できるように引き続き検討を行います。

• NISA 口座開設手順の迅速化

— 税務当局における NISA 口座開設手順の迅速化に向けた所要の措置を講じます。(金融機関から税務署へのデータの提出方法を e-Tax に一本化します)





2. ジュニア NISA 制度の創設

ジュニア NISA は、金融庁が平成27年度税制改正での創設を要望していた、未成年者を対象とした少額投資非課税制度（NISA）の名称です。平成26年1月に開始された NISA では、株式や投資信託などの投資から得られる配当及び譲渡益が一定条件のもとで非課税となりますが、20歳以上でなければ制度を利用できませんでした。NISA の制度設計にあたってモデルとした英国では、未成年者も非課税で投資できる制度が設けられており、わが国でも同様の制度を創設することが検討されているのです。

ジュニア NISA が検討されている理由は主に3点あります。

- ① 若年層に投資家のすそ野を広げることです。金融庁が実施した、NISA 口座の利用状況などに関する調査結果によると、NISA の利用者は高齢者層が中心となっています。ジュニア NISA での投資経験を通じて、若年層の投資への理解を深め、投資を浸透させることが期待されているのです。
- ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へとシフトさせることです。現状、日本の金融資産の6割強を高齢者層が保有しています。ジュニア NISA の創設により、そうした金融資産を若年層に移すとともに、株式や投資信託などへの投資を通じて経済成長に必要な資金の供給を拡大することを目指しています。
- ③ そして長期投資の促進です。若年層は大学進学時などにまとまった資金が必要となるため、長期的な資産形成に対するニーズがあります。

ジュニア NISA を創設することでこうした資産形成を後押ししようとしているのです。

ジュニア NISA は、対象・投資可能期間・非課税期間については現状の NISA 口座に準じる内容となっています。一方、制度を利用可能な者は0～19歳の居住者とされており、年間投資上限額は80万円と、成人向け（現行100万円）よりも低めに設定されています。また、運用や管理は原則として親権者等が未成年のために代理して行う一方、投資した資金が未成年者のために使われることを担保するため、18歳までは原則として払出しができないこととされています。

平成25年に導入された教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税制度が順調に利用されているように、高齢者層から若年層への資産移転のニーズは強いと考えられる一方、現在示されている案には利用者にとって分かりにくい点もあります。例えば、0歳の子供については18歳になるまでジュニア NISA 口座からの払出しができないこととなりますが、非課税期間の5年が終了した後の取り扱いが明確にされていません。運用期間の途中で課税の取り扱いが変わるのは利用者の混乱を招く可能性があり、払出し時まで課税されないように、非課税期間の制限をなくすことについても検討が必要でしょう。

具体的な制度の内容についてはこれから決められますが、ジュニア NISA が多くの方に利用されることが期待されます。